

計画を策定する趣旨

現行プラン「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」の計画期間が満了するため、

- 平成 22 年 12 月に策定された京都市基本計画
- 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法
- 市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況などを踏まえ、現行プランを改定する。

計画策定の背景等

国の障害者権利条約の批准に向けた制度の見直し

- 障害者自立支援法等の一部改正【平成 22 年 12 月施行】一部は平成 23 年 10 月又は平成 24 年 4 月施行
 - ・利用者負担を応能負担に見直し、基幹相談支援センターの設置等相談支援を充実、障害児施設の一元化等障害児支援を強化
- 改正障害者基本法の施行【平成 23 年 8 月施行】
 - ・障害者の定義を医学モデルから社会モデルに転換、合理的配慮の必要性を明文化
- 障害者虐待防止法の施行【平成 24 年 10 月施行】
 - ・虐待通報窓口を設置、被虐待者等への支援を実施
- 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の成立【平成 25 年 4 月施行】
 - ・難病患者を法の対象として追加

障害者生活状況調査の実施（平成 23 年 8 月）

調査結果から、障害当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化の進展が明らかになるなど、依然として解決が必要な様々な課題が明らかになった

<具体的な課題等>

- 障害福祉サービスの利用動向を踏まえたサービス提供体制の充実
- 社会参加を促進するためのバリアフリー化の推進
- スポーツや文化活動等の社会活動への参加促進
- 障害特性を踏まえた多様な就労の場の確保
- インクルーシブ教育の理念を踏まえた教育の推進
- 災害時における障害特性に応じた避難所の確保
- 精神障害のある人の地域移行を促進するための環境整備
- 障害のある人の様々なニーズに対応できる相談支援体制の整備

本市の障害者施策の実施状況

- 福祉・医療における独自の利用者負担軽減策「新京都方式」の継続
- 地域活動支援センター（共同作業所型）の障害福祉サービス事業所への移行
- 京都市障害者就労支援推進会議を核としたオール京都での就労支援

共生社会
の実現に
向け改定

基本方針

障害のあるひともないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

施策目標

- 1 お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり
- 2 自立した地域生活の促進
- 3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
- 4 生きがいをもって働くことができる社会づくり
- 5 生活しやすい社会環境の整備

共生社会の実現に向けた 重点取組

京都市基本計画や改正障害者基本法を踏まえ、障害のある人もない人も地域で共生する社会の実現を目指し、施策目標を横断し、融合の視点で、現行プランにはない特に重点的に取り組む事項を、新たにまとめました。

- 1 お互いに認め合い支え合うことの必要性の啓発
- 2 障害児者の地域生活を支える福祉サービス等の基盤づくり
- 3 多様な相談に対応できる体制の整備と関係機関の連携体制づくり
- 4 精神疾患・精神障害のある人の治療から地域生活までの支援体制づくり
- 5 一般就労から福祉的就労までの就労支援ネットワークの構築
- 6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

計画の推進

- 「自助」「公助」「共助」の考え方に基づき、行政機関・関係団体・障害のある市民・地域住民等がその役割を分担しながら、「共汗」と「協働」により施策を推進
- 不断に既存事業を見直し、限られた財源の有効活用を図りながら、本計画に掲げる施策を展開し、また新たな課題にも対応

計画の進捗管理

- 毎年度、施策の進捗状況を把握し、「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、HPで公表
- 「同審議会」に計画の進捗状況や課題に関する意見を求め、次年度以降の取組に反映

【施策目標 4】

生きがいをもって働くことができる社会づくり

1 就労支援の推進



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、就労（一般就労、福祉的就労など）している人は、身体障害のある人で 20.7%（60 歳未満では 52.9%）、知的障害のある人で 46.8%、精神障害のある人で 23.4%となっています。
- 就労は、社会参加の重要な要素であるとともに、社会的に自立し、生きがいを持つという意義があります。意欲と能力と適性、またライフステージに応じ、関係機関が連携して障害のある人の就労を支援していく必要があります。
- 障害のある人の一般企業等への就労（一般就労）を促進していくためには、労働行政機関や企業は障害のある人の障害特性や実情を、また福祉行政機関や障害福祉サービス事業所等は企業のニーズや実情を知る必要があります、相互の連携は欠かせません。また、心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障害福祉サービス事業所等での就労（福祉的就労）の場を適切に提供していく必要があります。
- 市立総合支援学校では、進路開拓を目指す学校・関係機関のネットワーク「巣立ちのネットワーク」や、職業学科における「デュアルシステム（学校での学習と企業での長期的な実習を組み合わせたしくみ）」等の取組を行い、生徒の就労に結びつけています。
- 本市では、京都労働局及び京都府をはじめ、企業、福祉、教育等各分野の関係機関・団体が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を設置し、オール京都体制で障害のある人の意欲と能力と適性に応じた働き方を支援しています。
- また、障害のある人の一般就労を促進していくためには、「障害のある人の働く力の向上」、「障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上」、「企業等の雇用する力の向上」に総合的に取り組む必要があります。
- 一般就労が困難な人にとって福祉的就労は重要な「働く場」ですが、相対的に工賃はまだ低い状況にあります。障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる福祉的就労の底上げを図っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 様々な関係機関等の連携による就労支援【重点取組】

京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進します。

<具体的な取組>

- 障害者就労支援推進会議の運営による関係機関のネットワークと相互協力体制の構築【充実】
- 障害者就労支援推進会議に設置する部会による就労支援に係る各種課題への対応策の検討【充実】

(2) 障害のある人の働く力の向上【重点取組】

障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、障害福祉サービス事業所の利用者を中心に、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保などに取り組んでいきます。

また、総合支援学校においても、関係機関と連携を図りながら、高等部職業学科を中心とした様々な取組を推進します。

<具体的な取組>

- 市役所職場での就労体験等一般就労へのステップアップ機会の提供
- 職場実習を受け入れる一般企業等の開拓
- 就労意欲のある障害のある人に対する職業能力向上研修の実施
- 障害福祉サービス事業所や総合支援学校等の関係機関が連携した職場定着支援と離職者への支援【新規】
- 発達障害者支援センターかがやきによる就労支援の推進【充実】
- 総合支援学校と企業の連携による「デュアルシステム」の取組の推進
- 白河総合支援学校東山分校が中心となって取り組む、地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムの構築【新規】

(3) 障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上

障害のある人の一般就労への移行を支援する障害福祉サービス事業所が、障害のある人の就労意欲と能力を高め、一般就労へと結びつけていけるよう、障害のある人を支える力の向上を図っていきます。

<具体的な取組>

- 障害福祉サービス事業所職員への就労支援技術向上研修の実施
- 就労成功事例の共有や合同職員研修の実施等就労移行支援事業所の連携体制づくり【新規】

(4) 福祉的就労の底上げ【重点取組】

障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上，生産力の向上，官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど，福祉的就労の底上げを図っていきます。

＜具体的な取組＞

- 「京都ほっとはあとセンター」への支援とその活用による京都府下一円のほっとはあと事業の振興
- 「はあと・フレンズ・プロジェクト」に基づく企業連携，施設連携，市民協働によるほっとはあと製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりの実施〔充実〕
- 本市が使用する物品やサービスにおける障害福祉サービス事業所からの優先的調達促進〔充実〕

2 雇用を促進する環境づくり



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、障害のある人の雇用・就業に必要なことについては、「企業の障害者に対する理解」、「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」、「障害のある人のための作業場・施設の確保・支援」の比率が高くなっています。
- 障害のある人の法定雇用率について、平成25年4月1日から引き上げられるとともに、精神障害のある人の求職件数が増加していることを踏まえ、雇用義務の対象とする方向で検討されています。
- 雇用に関する相談は、各公共職業安定所、京都障害者職業相談室、京都障害者職業センター、京都障害者就業・生活支援センター等で行われていますが、引き続き障害のある人それぞれの意欲と能力と適正に応じた対応が必要です。また、就職後の職場定着を図るため、関係機関の連携による支援及び企業内での相談・援助体制の確立、離職した場合でも就労への再チャレンジが円滑に進むよう、関係機関が連携した支援が求められています。

施策の方向性

(1) 企業等における障害特性等に係る理解の促進

発達障害や高次脳機能障害などは、障害特性が十分に理解されていない状況があり、京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解を促進します。

<具体的な取組>

- 京都労働局及び京都府等との連携による企業等への障害特性や職場における配慮などの広報・啓発と企業内ジョブコーチ配置の働きかけ
- 各種広報誌や企業向け人権啓発講座等を活用した企業等に対する障害者雇用の促進に関する啓発
- 離職者が円滑に再就職できる支援体制の検討〔新規〕

(2) 企業等の雇用する力の向上

企業等における障害のある人の雇用状況等を踏まえながら、京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障害のある人の雇用促進や職場定着等が図られるよう、企業等への支援に取り組みます。また、本市における障害のある人の雇用や職場環境の整備についても、積極的に取り組みます。

<具体的な取組>

- 京都労働局及び京都府が実施する企業等の雇用促進策への側面的支援
- 企業等における障害者雇用拡大計画等の具体化への支援
- 企業等の人事担当者に対する障害者雇用企業見学会の実施
- 京都市役所における障害者雇用の促進〔充実〕

皆様のご意見をお聞かせください！

支えあうまち・京都ほほえみプラン
(京都市障害者施策推進計画)(案)に
関する意見募集について

支えあうまち・京都ほほえみプランは、障害者基本法に基づき、障害のある市民のための施策を定めたものです。

意見募集期間

平成25年1月23日(水)～2月22日(金)

平成25年1月

京都市障害者施策推進審議会

目次

1	計画策定の趣旨等	
	(1) 計画策定の趣旨と性格・位置付け	1
	(2) 計画の期間	2
	(3) 計画策定の検討体制	2
2	計画の概要	
	(1) 基本方針と施策目標	3
	(2) 計画の体系	5
3	共生社会の実現に向けた重点取組	7
	ご意見記入用紙	9

1

計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨と性格・位置づけ



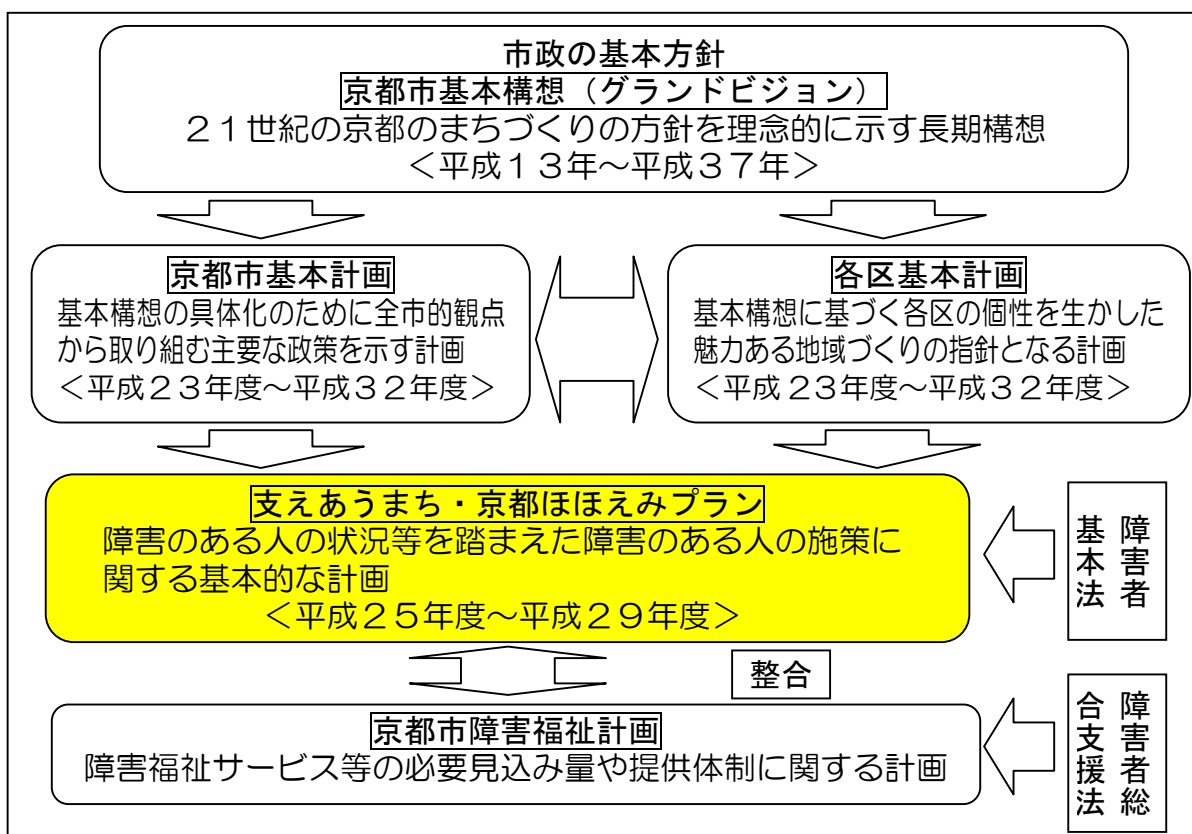
ア 計画策定の趣旨

本計画は、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」の計画期間が平成24年度で終了することから、平成22年に策定した「京都市基本計画」の分野別計画として、改正障害者基本法の趣旨や、市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況等を踏まえながら、総合的に障害者施策を推進するために策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

イ 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、障害者基本法で市町村が策定しなければならないものと規定されている「市町村障害者計画」であり、障害のある人の状況等を踏まえて策定する、障害のある人の施策に関する基本的な計画です。
- また本計画は、「京都市基本構想（グランドビジョン）」に即し、基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な施策を示す計画として、平成22年12月に策定した「京都市基本計画」及び「各区基本計画」の分野別計画として策定します。

■本計画の位置付け



(2) 計画の期間



- 本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とします。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支えあうまち・京の ほほえみプラン(前計画)		支えあうまち・京都ほほえみプラン(本計画)				
第3期京都市障害福祉計画			第4期京都市障害福祉計画(予定)			

(3) 計画策定の検討体制



ア 市民参加の検討体制

- 本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、平成23年度に「障害者生活状況調査」を実施し、障害のある人の生活状況やニーズの把握に努めました。
- 本計画は、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募市民等で構成する「京都市障害者施策推進審議会」、及びその下部組織である「京都市障害者施策推進審議会作業部会」における検討を踏まえて、策定を行っています。

イ 全庁的な検討体制

- 市の庁内組織である「京都市障害者施策推進審議会庁内プロジェクトチーム会議」において、関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行っています。

2

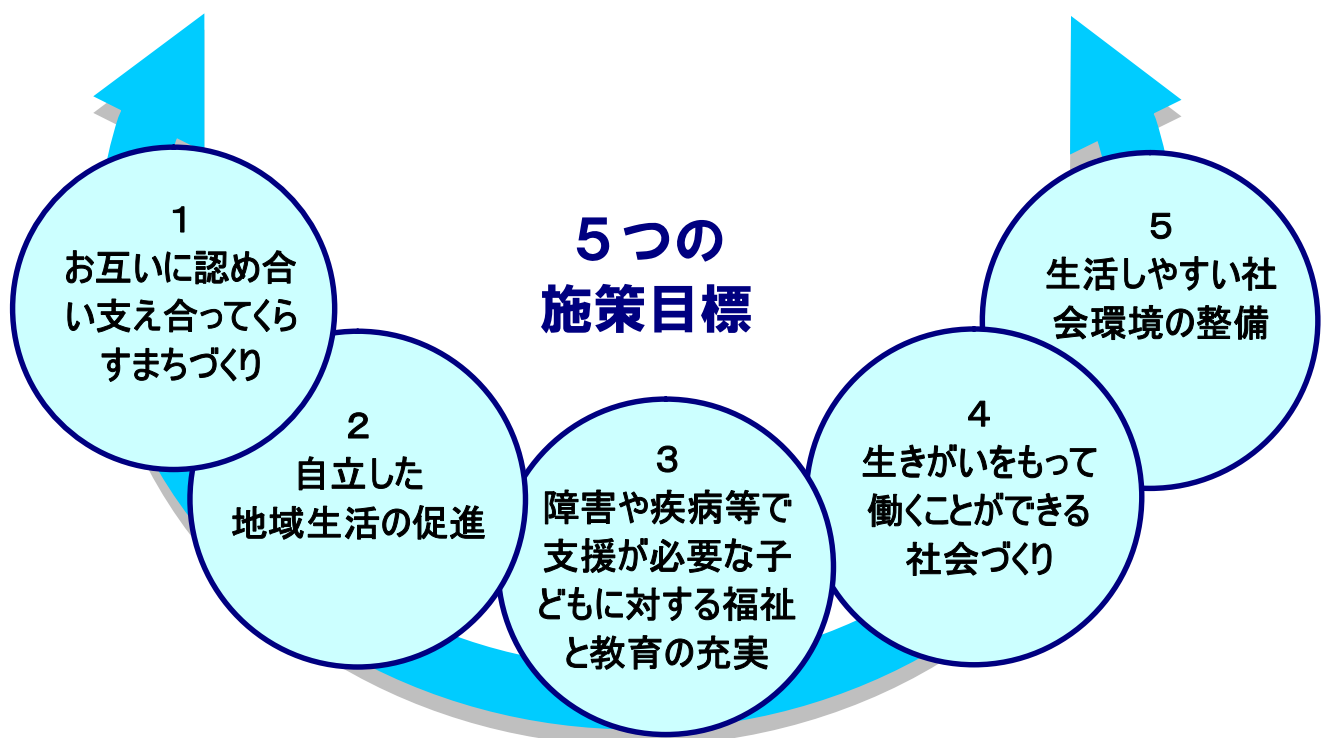
計画の概要

(1) 基本方針と施策目標



計画の基本方針

障害のあるひともないひとも、
すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する



【施策目標1】 お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

お互いに認め合い支え合っくらすまちづくりのために、福祉教育の充実や障害のある人との交流機会の拡大、ボランティア活動の活性化、地域における相談活動の拡充等を通じ、障害のある人にとってのあらゆる「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報、権利擁護、社会参加、わかりやすい情報提供、相談支援のための取組を積極的に展開します。

【施策目標2】 自立した地域生活の促進

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスが適切に供給される環境の整備を図ります。また、一人一人の障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人が自らの意思で主体的に選択ができる体制を整備します。

【施策目標3】 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもに対する保育、療育の実施にあたっては、それぞれが必要とする支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築します。また、個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な教育をさらに推進します。

【施策目標4】 生きがいをもって働くことができる社会づくり

障害のある人が生きがいを持って社会参加できるまちづくりのために、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで、就労を支援する体制の整備を図ります。また、障害のある人の適性や能力に応じた多様な就労の場の拡充に取り組むとともに、適切な工賃が確保できるよう支援します。

【施策目標5】 生活しやすい社会環境の整備

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、建物や道路等のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人を災害から守り、安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所の拡充や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めます。

(2) 計画の体系



基本方針

障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する

施策目標1 お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

施策体系1 障害や障害のある人に対する理解の促進

施策の 方向性	(1)市民等に対する啓発 (2)市民交流の促進 (3)福祉ボランティア活動の推進 (4)障害を理由とする差別の禁止への取組
------------	--

施策体系2 権利擁護の推進

施策の 方向性	(1)成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 (2)障害者虐待防止への取組 (3)参政権の保障 (4)消費者相談の充実
------------	---

施策体系3 積極的に社会参加できる社会環境づくり

施策の 方向性	(1)社会参加意識の向上と参加しやすい環境の整備 (2)障害者スポーツの振興 (3)芸術文化活動の振興
------------	---

施策体系4 分かりやすい情報発信とコミュニケーション(意思疎通)支援の強化

施策の 方向性	(1)コミュニケーション支援の充実 (2)市政情報の提供への配慮
------------	-------------------------------------

施策体系5 相談支援体制の強化

施策の 方向性	(1)地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上 (2)障害者地域自立支援協議会を中心とした支援体制の強化 (3)専門相談機能の充実 (4)地域移行・地域定着の支援体制の強化
------------	--

施策目標2 自立した地域生活の促進

施策体系1 地域での自立した暮らしの充実

施策の 方向性	(1)居宅介護等の充実 (2)日中活動の場の確保と支援の充実 (3)住まいの場の確保と住環境整備 (4)障害福祉サービスの質の向上 (5)障害福祉サービスの安定的供給への取組 (6)所得保障の充実
------------	---

施策体系2 保健医療の充実	
施策の方向性	(1)障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援 (2)ライフステージに対応した保健医療体制の充実 (3)難病患者に対する支援 (4)救急救護体制の整備
施策体系3 こころの健康づくりの推進	
施策の方向性	(1)精神疾患の早期治療の推進 (2)精神疾患の治療・回復への支援 (3)身体合併症患者の医療対策の実施 (4)うつ病対策の推進 (5)ひきこもり対策の推進 (6)自殺対策の推進

施策目標3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策体系1 自立や社会参加につながる育み	
施策の方向性	(1)発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関の連携 (2)児童発達支援の提供体制の充実 (3)専門相談体制の充実と身近な相談先の確保 (4)保育所・幼稚園等の受入体制の整備 (5)地域等における支援の担い手の育成 (6)放課後・長期休業中の支援の実施 (7)教育と福祉の連携体制づくり (8)ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討
施策体系2 一人一人のニーズに応じた教育の推進	
施策の方向性	(1)インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築 (2)一人一人のニーズに応じた教育の実施

施策目標4 生きがいをもって働くことができる社会づくり

施策体系1 就労支援の推進	
施策の方向性	(1)様々な関係機関等の連携による就労支援 (2)障害のある人の働く力の向上 (3)障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上 (4)福祉的就労の底上げ
施策体系2 雇用を促進する環境づくり	
施策の方向性	(1)企業等における障害特性等に係る理解の促進 (2)企業等の雇用する力の向上

施策目標5 生活しやすい社会環境の整備

施策体系1 誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくり	
施策の方向性	(1)人にやさしいまちづくりの推進 (2)こころのバリアフリーの普及
施策体系2 安心・安全な生活を送るための環境づくり	
施策の方向性	(1)地域福祉団体等の協力による見守り活動等の推進 (2)建築物の耐震化の推進 (3)コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達 (4)避難所生活への支援と福祉避難所の設置 (5)障害のある人の安心・安全の確保

3

共生社会の実現に向けた重点取組

障害者基本法や「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（平成22年12月本市策定）が掲げる共生社会の実現を推し進めるためには牽引する施策が必要であり、今後5年間で重点的に取り組む事項を次のとおり定めます。

1 お互いに認め合い支え合うことの必要性の啓発

障害や障害のある人への正しい理解の普及や、「合理的配慮」等について広報・啓発します。

施策目標 1-1-（1）

市民等に対する啓発

【取組例】

- 障害者団体等と協力した啓発活動
- 学校教育や地域活動と連携した啓発

施策目標 1-1-（2）

市民交流の促進

【取組例】

- 障害の有無に関わらず参加できる催しや交流機会の確保

施策目標 3-2-（1）

インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築

【取組例】

- 「就学支援シート」の活用による指導・支援の充実

施策目標 5-1-（2）

こころのバリアフリーの普及

【取組例】

- 障害のある人に必要な配慮の広報等
- 障害者団体等と協力した「こころのバリアフリー」運動の実施

2 障害児者の地域生活を支える福祉サービス等の基盤づくり

ニーズに応じて福祉サービス等を利用できる提供体制の確保に取り組みます。

施策目標 2-1-（1）

居宅介護等の充実

【取組例】

- 訪問系サービスの充実
- 移動支援等の充実

施策目標 2-1-（2）

日中活動の場の確保と支援の充実

【取組例】

- 日中活動系サービスの充実
- 高次脳機能障害者対策の拠点設置

施策目標 2-1-（3）

住まいの場の確保と住環境

【取組例】

- 居住系サービスの確保と整備促進

施策目標 3-1-（2）

児童発達支援の提供体制の充実

【取組例】

- 児童発達支援実施事業所等の開設経費の支援
- 児童発達支援センターにおける地域支援の提供体制の確保

施策目標 3-1-（6）

放課後・長期休業中の支援の実施

【取組例】

- 障害のある子どもの通学支援の実施

3 多様な相談に対応できる体制の整備と関係機関の連携体制づくり

身近な相談窓口や専門相談機関の充実、相談関係機関の連携体制づくりに取り組みます。

施策目標 1-5-（1）

地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上

【取組例】

- 「基幹相談支援センター」の新規設置
- 障害者地域生活支援センターの機能拡充

施策目標 1-5-（3）

専門相談機能の充実

【取組例】

- こころの健康増進センター等における専門相談の実施

施策目標 3-1-（3）

専門相談体制の充実と身近な相談先の確保

【取組例】

- 障害児相談支援事業所の設置と児童福祉センターとの連携方策の検討

施策目標 3-1-（7）

教育と福祉の連携体制づくり

【取組例】

- 総合支援学校と相談支援事業所等との連携体制づくり
- 保育所等有する情報を小学校へつなぐ「就学支援シート」の活用

施策目標 3-1-（8）

ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討

【取組例】

- 学齢期から成人までの一貫した支援の仕組みや情報共有化の検討

4 精神疾患・精神障害のある人の治療から地域生活までの支援体制づくり

保健医療と福祉の連携による総合的な対策や、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組めます。

施策目標1-5-(4)

地域移行・地域定着の支援体制の強化

【取組例】

- 地域移行・地域定着を支援する相談支援事業所の設置促進
- 関係機関・事業者の連携体制づくり

施策目標2-3-(1)

精神疾患の早期治療の推進

【取組例】

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 一般科医と精神科医の連携体制づくり

施策目標2-3-(2)

精神疾患の治療・回復への支援

【取組例】

- 患者・家族と地域住民の「交流の場」の確保

施策目標2-3-(3)

身体合併症患者の医療対策の実施

【取組例】

- 総合病院等での身体合併症患者受入の推進
- 一般医療機関と精神科医療機関の協力体制づくり

施策目標2-3-(6)

自殺対策の推進

【取組例】

- 関係機関との連携による相談体制の充実
- ゲートキーパー等の人材育成

5 一般就労から福祉的就労までの就労支援ネットワークの構築

意欲と能力と適性、またライフステージに応じて就労支援が行えるよう、関係機関・団体によるネットワーク体制を構築します。

施策目標4-1-(1)

様々な関係機関等の連携による就労支援

【取組例】

- 障害者就労支援推進会議による機関・団体の協力体制の構築

施策目標4-1-(2)

障害のある人の働く力の向上

【取組例】

- 職場実習先の開拓や研修の実施
- 職場定着支援と離職者への支援の推進

施策目標4-1-(4)

福祉的就労の底上げ

【取組例】

- ほっとはあと製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりの実施
- ほっとはあと製品の優先的調達の促進

6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や建築物の耐震化等を推進します。

施策目標5-1-(1)

人にやさしいまちづくりの推進

【取組例】

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 公共交通機関のバリアフリー化推進

施策目標5-2-(2)

建築物の耐震化の推進

【取組例】

- 障害福祉サービス事業所等の耐震化の推進

施策目標5-2-(5)

障害のある人の安心・安全の確保

【取組例】

- 放置自転車対策や交通安全対策の推進

「支えあうまち・京都ほほえみプラン」
（京都市障害者施策推進計画）案

(FAX) 075-251-2940

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 宛

意見募集項目	項目番号	掲載内容	
	1	計画策定の趣旨等	
	2	計画の概要	
	3	共生社会の実現に向けた重点取組	
意見記入欄	項目番号	意見のタイトル	

（お寄せいただきましたご意見につきましては、個人に関する情報を除き、公開する場合があります。また、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。）

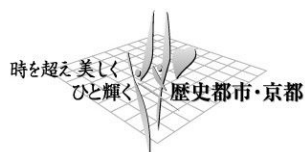
住 所（〒 _____）

氏 名 _____

性 別 _____ 女 性 _____ 男 性 _____

年 齢 _____（ _____ ） 歳

差し支えなければ、氏名、性別、年齢、住所をお書き下さい。
なお、氏名等は統計目的にのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。



発行 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
京都市印刷物 第243142号



社会適応訓練事業

のご案内

精神に障害のある方は、治療により症状が治まっても、日常生活を送る上で、リハビリテーションを必要とします。精神に障害のある方の社会参加をすすめるために、理解のある協力事業所で働くことを通して、社会生活適応のための訓練を行う事業です。

●精神障害のある方へ

働く練習をしませんか？

目的

一般の会社に一定期間通って、働くことを体験し、仕事に対する集中力、持久力、円滑な対人関係を築く力、環境に適応する力を養い、自信や意欲を取り戻し、社会的自立を目指します。

対象者

- ① 保健センターの社会復帰相談指導事業や障害福祉サービス事業所、デイ・ケアなどに通い、生活リズムが安定している方
- ② 就労意欲のある方
- ③ 通院中で、きちんと服薬していて、症状が安定している方
- ④ 訓練を受ける事について、主治医に了解を得ている方

期間

原則6ヶ月(必要に応じて3年まで更新できます)

訓練手当

ありません

内容

協力事業所で行っている仕事

(例) 清掃、箱折り、商品の箱詰めや整理などの軽作業
飲食店での調理補助や食器洗い、簡単なパソコン入力や事務
※精神保健福祉相談員、保健師、協力事業所と相談しながら、徐々に進めます



相談窓口

お住まいの区の保健センターの精神保健福祉相談員または保健師にご相談ください
(裏面の問合せ先をご覧ください)

●事業主の皆さんへ

精神に障害のある方に職場の提供を！リハビリの場を！

○協力事業所(職親)を求めています。

- ・精神に障害のある方に理解があり、あたたかい目で見守っていただける事業所。
- ・リハビリに必要な時間、日数、仕事量の提供をしていただける事業所(平日の日勤で1日の作業時間が8時間以内、週3日以上を基本とします)
- ・仕事の進め方を助言し、指導していただける方が必要です。
- ・協力事業所には京都市から訓練日数に応じた委託料を支払います。

○どんな仕事が適しているか？

現在、対象者は、清掃、箱折り、商品の箱詰りや整理の軽作業を中心に、飲食店での調理補助や食器洗い、事務補助や簡単なパソコン入力などの仕事で訓練をうけています。

業種は問いませんが、あくまでも訓練であるため、危険な作業や困難な作業は避けていただいています。

○協力事業所(職親)として登録いただくには

事業所所在地の各保健センターにおいて制度の趣旨や手続き、配慮すべき事項の説明をします。まずは、裏面の問い合わせ先までご連絡下さい。現在、京都市内では約60の事業所に登録していただいております。

社会適応訓練事業を利用中の方より一言

Iさん（30歳代、男性）

***今の仕事の内容**

保育園の皿洗いやおやつ作りの補助をしています。

***社適をしてよかったこと。**

細かい作業ができるようになりました。

***今後の就労に向けての思い**

まず短時間のパートで就労し、体力がついてきた頃にフルタイムの就労ができればと思います。

Jさん（30歳代、男性）

***今の仕事の内容**

本の付録付けや店内の掃除をしています。

***社適をしてよかったこと。**

体力がついたり自分のペース作りができたことと、実際に働いたという経験ができたことです。

***今後の就労に向けての思い**

ゆっくりでもいいので確実に一歩ずつ進めていきたいです。

問合せ先

お住まいの区の保健センター・支所又は京都市こころの健康増進センターまでお問い合わせ下さい。

京都市こころの健康増進センター デイ・ケア課（中京区壬生東高田町1-15）

電話番号：314-0510 FAX：314-0542

区・支所	所在地	電話番号・FAX
北保健センター (健康づくり推進課)	〒603-8511 北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎西庁舎内)	電話 432-1454 FAX 451-0611
上京保健センター (健康づくり推進課)	〒602-0056 上京区堀川通上立売下北舟橋町866	電話 432-3221 FAX 432-2025
左京保健センター (健康づくり推進課)	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 (左京区総合庁舎内)	電話 702-1222 FAX 791-9616
中京保健センター (健康づくり推進課)	〒604-8588 中京区西堀川通御池下西三坊堀川町521 (中京区総合庁舎内)	電話 812-2598 FAX 822-7151
東山保健センター (健康づくり推進課)	〒605-0862 東山区清水5丁目130-6 (東山区総合庁舎内)	電話 561-9130 FAX 531-2869
山科保健センター (健康づくり推進課)	〒607-8511 山科区榎辻池尻町14-2 (山科区総合庁舎内)	電話 592-3479 FAX 501-6831
下京保健センター (健康づくり推進課)	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路東塩小路町608-8 (下京区総合庁舎内)	電話 371-7293 FAX 351-9028
南保健センター (健康づくり推進課)	〒601-8441 南区西九条南田町1-2 (健康増進センター併設)	電話 681-3574 FAX 691-1397
右京保健センター (健康づくり推進課)	〒616-8511 右京区太秦下刑部町12 (サンサ右京内)	電話 861-2179 FAX 861-4678
京北出張所 (保健担当)	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田1-1 (元京北町役場)	電話 852-1816 FAX 852-1800
西京保健センター (健康づくり推進課)	〒615-8083 西京区桂良町1-2	電話 392-5690 FAX 392-6052
洛西支所 (健康づくり推進課)	〒610-1198 西京区大原野東境谷町2丁目1-2 (洛西総合庁舎内)	電話 332-9348 FAX 332-8186
伏見保健センター (健康づくり推進課)	〒612-8511 伏見区鷹匠町39番地の2	電話 611-1163 FAX 611-1166
深草支所 (健康づくり推進課)	〒612-0861 伏見区深草向畑町93-1 (深草総合庁舎内)	電話 642-3879 FAX 641-7326
醍醐支所 (健康づくり推進課)	〒601-1366 伏見区醍醐大構町28 (醍醐総合庁舎内)	電話 571-6748 FAX 571-2973